

第2回 練馬区区民協働のあり方懇談会

議事概要

日時:平成 21 年6月 23 日(火) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場所:練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室

《議事次第》

開 会

- 1 第 1 回懇談会議事録概要の確認について
- 2 協働の基本的な考え方について
 - (1) 協働の必要性
 - (2) 協働の定義
 - (3) 協働のパートナー
 - (4) 協働の形態
 - (5) 協働の原則
- 3 分類・体系化を通じた、区の協働事業の傾向について
- 4 現状、協働事業の成果と課題について
- 5 その他

閉 会

《 出席者（五十音順） 》

雨沼拓也、新木繁男、岩田幸彦、大屋幸恵、小川善昭、金谷潤子
高橋司郎、千葉勝恵、山浦成子（以上 9 名）

《 傍聴者 》

なし

《議 事》

開 会

1 第1回懇談会議事録概要の確認について

■ 座長

- ・ 第2回区民協働のあり方懇談会を開催します。始めに先日郵送させていただきました第1回懇談会の議事録の内容の確認をお願いします。修正すべき点がないということなので、これで議事録を確定します。
- ・ 本日は検討するテーマが、協働のあり方の根幹にあたる部分ですので、皆さんにご意見を尽くしていただければと思っております。
- ・ 2ページの(1)「協働の基本的な考え方」から11ページ3「現状の協働事業の成果」くらいまでのところを今日の検討の対象とさせていただきたいと思います。

■ 事務局

- ・ 区の協働指針の策定に向けた、区の内部の協働の定義や、基本的な考え方等に関する整理ですので、実際に活動をされている皆様から見ると過不足等があると思しますのでご議論よろしくをお願いします。

■ 座長

- ・ 「なぜ、協働が必要なのか」について練馬区としてはこのように考えているということですので、問題があるとか、これが足りないのではということがある場合には、忌憚なくご発言いただければと思います。

■ 委員

- ・ この懇談会のメンバーはある意味で協働ということに対して、共通の認識があり、協働の必要性も十二分に理解していると考えていいと思う。しかし、一般区民の方々は、ほとんど理解していないのではないかと思うので、区民の目線でこの会を進めていく必要があると思います。
- ・ 昨年変更したごみの分別についても、意識と実際の行動は相当に違っているという調査結果が出ています。
- ・ 協働の必要性は良くわかっているので、それをいかに肉付けしていくのか、まさに肉付けすることが一番大事なことなのではないのかと感じております。

■ 委員

- ・ 文章で書いてあると特に問題は何もないように見えます。
- ・ 私達が委託事業をしている中で住民の声を身近で聞いていますので、住民の声がもっと役所に伝わるような仕組みになっているといいなと思っています。
- ・ 事業を進める基準となる要綱について、事業者と対等な立場で作ってではなく、役所だけで作っていると思います。それで実際に仕事をしている中で随分ずれてしまっていると思う部分があるので、見直す機会が与えられればいかなと思います。
- ・ 施設を作るときに住民の意見を聞く機会がもっとあつたら、住民の意見がもっと吸

い上げられるのかなと思います。

■ 座長

- ・ 今のお話は「地域と行政が共に取り組む」と書いているけれども、実際のところはどうなんだろうということですね。そういった問題点をなくすために、「協働に関して改めて考え直しましょうね」、というニュアンスのご発言ということで、よろしいですか。

■ 委員

- ・ 15 ページのところに、「NPO活動支援センターの機能の充実が必要である」との記載があって、解決の方向性のところの（2）のところに、「具体的にはパートナー」と行政の間を調整する、総合調整組織を設置する」とありますが、この辺について事務局に話を聞いてみたいのですが。

■ 事務局

- ・ 委員のお話としては、職員の意識という問題が一つと区の体制の問題がもう一つあります。委託に関しては、委託先を一事業者として見てしまうような場合があるのですが、その場合、この報告書では協働という分類はしていません。
- ・ 協働で事業を進めた方がより効果が上がるだろうという分野、例えば、私共の業務の中では地区区民館の管理運営委託ですね、地域の方に地域に根ざした運営をしていただくことが目的になっていますので、そういったものがあります。
- ・ 「総合調整組織」というのは、なるべく窓口を一つに絞って、「ここに話せばいいんですよ」という体制をとった方が活動団体から見てもわかりやすいということだと思いますので、そういった方向性を一つ示しているものです。

■ 委員

- ・ 今のお話の組織は、委員の要望に応えられる組織になるのですか。それとも全く応えられない組織なのですか。

■ 事務局

- ・ この報告書にある166の協働事業は、完全にそれぞれの所管課が個別に進めてきた結果です。これまで協働を庁内全体で整理する機会がNPOとの協働指針策定のときくらいしかありませんでしたので、そういう意味で委員が仰る様な組織は、今は無いのかなと思います。

■ 委員

- ・ 地区区民館の運営なんかにおいても、やはり行政がこう言っているからと、運営委員の皆さんはそれに沿った働きをされていると思います。そういった意味で管理と協働という意味のところで、もう少しはっきりしたものが欲しいなと思います。

■ 委員

- ・ 私達は地域の課題解決のためにボランティア活動をしています。私達は補助金を受ける側になりますが、補助金を与える側と与えられる側の関係は決して対等ではな

いと思います。

- ・ 私達の言い分はなかなか通りません。行政と団体相互の意見を聞いて調整する組織の必要性を感じます。NPO活動支援センターがその役割を果たす組織であると思いますが、活動内容がよくわからないところがあります。

■ 委員

- ・ 協働は時代が変わってきてその必要性が出てきたと思う。行政と民間の二つに合わないところで一緒に取り組むとうまく回っていくという枠組みが注目されているから、今、必要なのではないかと考えています。

■ 委員

- ・ 今、お話があった民と官の関係でいくと、例えば都立の公園を無償で借りるときに、練馬区の後援があると無償で借りられる等の非常に大きな効果があります。だから民と官の協調というのは非常に大事なんですね。

■ 座長

- ・ 協働することが目的ではなく、受益者である区民も行政も、みんなが満足することが目的で、その時にどういった手段が一番いいのかを考えたときに、協働する方がいいとなったときに、ではどうやろうかということだと思います。
- ・ 協働ありきとか、協働が目的ではなくて、何のために協働するのかというと、基本構想でも地域コミュニティを重視するまちづくりということで答申をまとめています。そういう住みやすい地域コミュニティを目指すためには、協働も必要だという考え方でいいのではないかと思います。

■ 委員

- ・ 協働というのは一つの手段であって、官と民間が二つ一緒になってうまくいくようであれば、その手段を選べばいいと思っています。

■ 委員

- ・ 今、身近な体験等を通していろいろなお話がございました。大屋先生と渡戸先生のレジメを後でもらいまして、関心を持った点は、地方自治のところで、「おのずから治まる」のか「みずから治める」のか、この二つのところです。
- ・ 協働のバランスというのがこれからいろいろな話しの中で出てくると思います。行政当局がいくら力を入れていても、民が動かなければ何もならないと思います。やはり官民一体ということが必要なのではないかと思います。
- ・ 私は、役所は力が入っているけれども、私共住民が意識の欠落が強くて、任せておけばいいんだという面が多分にあると思っています。そういった辺りの啓発活動は二人の先生の話を読みながら、つくづく感じております。
- ・ 町会の中においても、上に立っている人はそのことを理解しているんですけど、一般の区民の方については行政の意識と住民の意識でかなり開きがあると思います。

■ 委員

- ・ 私は青少年育成関係、子ども達の学校関係に関わっています。今日私の行っている 700 人位の児童がいる学校で避難拠点の集まりがありました。その中で各部署の皆さんが本当に子ども達のために頑張っている姿を見て、私は青少年の管轄からいうと協働の関係がとてもうまくいっている地域であると思っています。
- ・ 地域の地区区民館の関係でも割と早くうちの地域は委託が取り入れられて、今年は拡大の年ということで、この間の総会でもそういうことも決めて、自分達の地域を良くしようと言う住民の P R 的なものに、町会や婦人会や P T A などの団体などがうまく協働している姿を肯定的に感じている地域から出させていただいていると思います。
- ・ 一つ気になることは、町会が頑張っているけど、関心がない住民がいるということです。町会にも属さない方が可燃ごみの中に電池が入っているとか、地域にそういう関心がない人もいる中で、そういう方向けの広報をどうやっていったらいいのかという課題があると思います。

■ 委員

- ・ 町会の加入率は約半分です。あとの半分は町会に加入していないんです。低いところになりますと 2 割、3 割です。町会が地域における大きな組織ではあるけれども、その町会・自治会への加入率が低いという現実があります。
- ・ それから民生委員や青少年育成地区委員、その他にも地域で活動している組織はあります。ところがそれらの組織を全部網羅しても、練馬区全体でおおざっぱに言って 3 割は入っていない。外国人を含めてこの問題をどうするかというのも大きなテーマなので、考えていかななくてはならないなと思います。

■ 委員

- ・ 私が参加している行政評価委員会で、町会に入っている方は 50%を切っていて 40 何パーセントと伺いました。今は町会の勢力よりも、入っていない方の勢力の方が大きいんですね。だから、そこのところをどうするか別途考えていく必要性を感じています。
- ・ なぜ、必要なのかということでは、儲かる仕事だと営利企業が入ってくるが、儲からない仕事だと、どこも入ってこないの行政がやらざるを得ない。だけど行政の力を借りて、NPO とかボランティアの人達がやれば、なんかうまくいきそうだと。そういうところに協働の必要性が出てくると思います。
- ・ 2 ページの下の方に四角で囲まれた最後の方ですけど、「その結果より区民満足度の高い、豊かなまちづくりが実現されていること」ということが一番大事なことだと思いますので、この表現どおりに行けば、協働もうまくいくのではないかなと思います。
- ・ パワーアップカレッジで 2 年間学んで、地域福祉課とは提案させていただいたり、提案を受けたりして、実にいい関係で話が進んでいます。基本的な考え方というの

はここに書いてあるとおりでないかと思えます。

■ 委員

- ・ 自分は今回商店街の方から出ささせていただきましたが、練馬区の一番外れの大泉学園町で町会長をさせていただいております。先ほど加入率が50%切るという話が出ましたが、確かにそのとおりです。自分では今、既存組織である町会が基準なんで、やっぱり、みんなはみんななりに頑張っているんで、それに一人でも協力してくれる人が増えればいいのかと思っています。
- ・ 例えば私の町会では運動会があるのですが、運動会をやるとものすごい人が来ます。運動会には町会に加入されていない方も多数参加されていると思うのですが、それを長年やっているけど一人も会員が増えない。これはなんだろうとすごく悩んでいることもあります。
- ・ 商店会の方では日本全国一緒に、スーパーなどの大型店舗は自由にできるし、コンビニもあるし、今はほんとにコンビニと大手スーパーで全ての用が足りてしまう時代です。
- ・ 一番の悩みは、スーパーとコンビニ、今までの既存の個人商店が今まで余りにも規制で優遇されたから、やっぱり規制があったから生き残れた商店も沢山あったと思うのですが、あんまりにも規制緩和が急激になったもので、とても個人の商店ではついていられないところがあるんじゃないかなと、自分ではそう思っています。

■ 座長

- ・ それでは1の「なぜ、協働が必要なのか」、協働の必要性に関しては、文言的には対等性とかそういうようなことであるとか、住民の意識が希薄なので啓蒙の必要性があるというようなところをもう少し入れていただきたいと思います。基本的には過不足無く定義されているということで、よろしいですか。

■ 委員

- ・ 確認ですけど、事務局でたたき台をつくっていただけるんですね。それからこれは協働ですからね、果たして役所、事務局に丸投げしていいのかという疑問ですね。中身は大方いいでしょうということになりましたが、最終的にどのような形をとるべきなのか検討する必要があると思えます。

■ 委員

- ・ 練馬区の区民協働調整会議とは庁内で検討したものであるということですよ。私達はこういうことも含めて考えていくということだと思います。一番の目的はやはり住民が幸せに暮らせること。それが目的かなと思います。その手段として、行政と住民と色々な業者のみんなの力を合わせて練馬区の住民が暮らしやすい状況を協働しながらつくっていくことかなと。協働はやはり手段だと思うのですが、目的はやはり住民の福祉を考えるとということかなと思います。

■ 事務局

- ・ たたき台は事務局で作成させていただこうかと考えております。まとめ自体は懇談会の報告書になりますので、皆さんの方でまとめていただきたいと思います。中身ですけど、課題は沢山あるではないかということそれぞれの立場から伺えたのかなと思っています。協働というのは手段であるとか。座長も仰っていましたが、協働を進めることが、コミュニティの活性化だとか、つながりづくりに資するんだとか、そういったこの報告書にない視点というのもあると思いますので、懇談会を進めていく中で、行きつ戻りつしながら反映できるものを活かしていきたいと思えます。それを皆さんにチェックしていただくということでございます。

■ 座長

- ・ やはり区民の視点というものが欠けているということがありましたので、そういったことを加味して一度、まとめていただいて、それに我々が赤鉛筆を入れて、文言を正すという形で、それを更にまとめて、皆さんで合意するというような形をとりたいと思っております。
- ・ ポイントは議事録でまとまってきますから、協働の必要性に関してはこのような視点が欠けているというようなこと、必要なものを一覧表にしていきたい。それを見ながら私達が本当にこれでいいのか、というような判断をするという進め方を考えています。
- ・ 課長から出ましたけれども、「協働の必要性」を超えてですね、「協働の定義」とか「形態」であるとかに話が及んでいますので、次の2ページから6ページくらいまでは一気に行かせていただければと思います。
- ・ まず、「協働の定義」のところですが、2ページの上の四角は「練馬区 NPO との協働指針」ですが、区でまとめたものを、皆さんのお手元に前回資料として配られました。まとめ役として私は会長として頑張って書きました。随分、変わったりしますので、難しいものがあるなという印象は持っています。
- ・ 四角に囲まれているような形で書かれていますけど、ご意見がある方は忌憚無く、仰ってください。3ページのところにも四角で囲んだ協働はという文章があるので、すのでご検討ください。
- ・ 整理としては2ページの下のところにつながっていくのですが、先程、皆さんが協働は目的じゃなくて、手段だというように合意をしていただきました。2ページの2行目のところにも、「より良い地域社会を実現するために有効な手段です」という基本的な位置付けをしているので、それを踏まえてこれを読むとちょっとおかしな内容に最後の方がなります。なぜかという、「その結果、より区民満足度の高い、豊かなまちづくりが実現されていること」とあるのですが、「これのために協働します」というようにならないといけないと思えます。

■ 事務局

- ・ 今の座長のご指摘は、目指す状態みたいなものと、その手段として活動している状

態というものが、混在してわかりづらいというふうに理解していますので、皆様のご意見もお伺いして、反映していきたいと思います。

■ 委員

- ・ 2ページの協働の定義にNPOがいきなりでてきてしまうのが、問題があると思います。

■ 委員

- ・ NPOというのはNPO法人だけではなくて、ボランティアグループとかも含めて書いているのだと思います。

■ 委員

- ・ 「平成17年3月に策定された、練馬区NPOとの協働指針のなかではNPOとの協働を下記のとおり定義しました」とあるが、ここが誤解を招きかねないので、全面的に書き換えないといけないと思います。
- ・ 3ページの下段の四角は一般の人が読んでもわからないので、書き換える必要があると思います。できるだけ文書は優しくお願いします。

■ 委員

- ・ ここに書かれている文章はコンパクトにまとめられているが、よく読まないで次に結び付かない。表現については十分に工夫してもらいたいと思います。

■ 座長

- ・ 「協働の概念」とか「協働の定義」というのは、一般的なものとして出てきますから、私も「NPOとの協働指針」は出す必要性はないと思います。
- ・ イの「協働のパートナー」については、専門的な研究書によると最近「パートナー」と言わずに、「協働の主体」と使っています。それで主体と言ったときは、この8項目に加えて「行政」を入れます。そうすると9つの主体がうまく組み合わせさってということになりますので、「行政も同等に責任があるのよ」という形になります。

■ 委員

- ・ 今のご提案は、大変いい提案だと思います。どこに入ってくるのかは別として、「行政」が入ってくるということは、賛成したいと思います。

■ 委員

- ・ 確かに言われたとおり、いきなりNPOがでてきているから、なんとなく違和感があります。ただその下の文章を読むと練馬区としてもそれではいけないという判断の下に書かれているなど、思っています。

■ 委員

- ・ 「NPOとの協働指針」が出たのは17年3月ですから、年数も経っているのでこれを使うことはないと思います。NPOに対して偏見があるようなので、聞きたいと思っています。

■ 委員

- ・ 誤解があるといけませんので申し上げます。町会・自治会というのは、とにかく間口が広いなんでも屋、言ってみれば商品はなんでもあるデパートなのです。
- ・ NPO は特定の目的を持って活動する 17 の専門分野があってその中で活動するということで、決して偏見を持ったりしておりません。
- ・ これから協働ということを考えていくときに、いきなり NPO という表現が出てくるのはまずいと思うわけであって、3 ページのトップの「協働のパートナー」が「協働の主体」となって、そこにまず、「区民」があって、「町会・自治会」があり、「NPO 法人」があるということについては、何ら異存ございませんので、偏見もございませんので、よろしくお願いします。

■ 座長

- ・ 色々な形で協働するというので、「主体」という方がいいと思いますので、皆さんもお考えいただきたいと思います。

■ 委員

- ・ そういう意味で順序を考えると、7 番目の「公益法人・公益団体」はここでいいのかなということは、検討の余地があると思います。

■ 座長

- ・ 区民からの距離というものを考えると、7 番あたりに「行政」が入ってきて、どんどん広くなるという整理の仕方というのはあるかと思います。区としてどこに位置付けるかはご検討していただければと思います。
- ・ ウの「協働事業の形態」というところのとりわけ、「委託」ということに関しては実際に業務を請け負っている方もいらっしゃいますし、先程出ておりました「後援名義」もありますので、気になるところをご発言いただくようにお願いします。
- ・ 3 ページの下「区政への参加・参画」と「協働」との関係について、これは「用語集」のような形で最後につけるといようなことで、考えていただいてもよろしいかと思います。

■ 委員

- ・ 7 番の「助成金の交付」で「特定の事業に対して助成金を交付し、協働で事業を実施する場合は該当します」とありますが、これは行政がお金を出して、活動するのは民間の方という意味なのでしょうか。

■ 事務局

- ・ 委員のご指摘のとおり、区は助成金を出して、活動するのはその団体の方ということになります。

■ 委員

- ・ それが協働と言えるのかどうか疑問です。

■ 事務局

- ・ 助成金を事業に対する助成金と、団体に対する包括的な助成金とに分けて整理しよ

うということです。公共性が高い事業については、助成金なり、補助金を出す場合があるのですが、それは資金面で区が協力するという形になりますので、これは協働と捉えます。しかし、団体に対して支給する包括的な補助金というのは協働とは分類していないということになります。

- ・ 例えば、町会・自治会とは様々な場面で協働しています。町会・自治会に自治活動推進協力費というのを出していますけど、それは町会・自治会の支援策として行っているわけなので、協働とは考えていません。

■ 事務局

- ・ 例えば障害者団体の運営そのものに対して出しているものと、その団体が行っているいろんな事業に対して補助金を出している場合があって、個々の事業に対して出しているのはここで言うところ協働で、団体の運営そのものに一定の補助をするという考えについてはここで言うところ除外しているという整理です。

■ 事務局

- ・ 団体の自主的な活動を区として支援している場合は、それは純然たる支援策だと思います。例えば、「民設子育てひろば事業」という NPO さんがやっている事業に経費の一部を補助するという形については、助成金の交付という分類にしています。

■ 委員

- ・ 日本政府のODAの様にお金だけ出して、実際に汗水たらして働いていないというのが、定義にも関係してくると思うのですが、それを協働に含めるのはどうなのかなど、ここに定義のたたき台がありますけれども、これに照らし合わせてみても助成金の交付というのは個人的にはそぐわないのかなと思います。

■ 座長

- ・ それは区の方は働いていないということですか。

■ 委員

- ・ 字面だけを読むとそういう感じです。

■ 事務局

- ・ 座長、一般的には助成金というのは入るのですか。

■ 座長

- ・ NPO は公益性があるが、利益を追求しないという面があるので、事業運営面では非常に厳しい状況にあるので、助成金を出すことが一種の協働と読むということはありません。
- ・ 「NPO バンク」や「市民バンク」のように、NPO の自立を下支えすると言う意味で、市民団体、ボランティア団体に関しても、その公共性が高い活動であればあるほど、営利目的でない場合があるので、資金面で非常に厳しいというときには、助成金を出すことが区としては一つの協働になるというような読み方ですね。なかなか理解しづらいという事であれば、わかりやすい文章にするということが必要だと思います。

す。

■ 委員

- ・ このウの項目を全部カットしてしまうというのはどうですか。そして最後に用語解説みたいな形で載せてしまうというやり方も考えられると思います。

■ 座長

- ・ 並びからいうと「協働の主体」があつて、「協働はどういう原則でやっていくんでしょう」という形の方が良いと思います。NPO をベースにした具体的な大原則が7つありますけど、これは変わらないと思っています。その後で、「事業の種類としてはこんなものがありますよ」ということで、今、こんなのもやっていますというようなことを、具体的に書き込んだ方がわかりやすいと思います。

■ 事務局

- ・ 付属資料でA 4 横長の「協働事業回答一覧」のように、こういった具体的な事業名を例示しながらの方がわかりやすいということですね。

■ 座長

- ・ 別紙1のような形で整理してもらえば一番わかりやすいと思います。今、検討している報告書の7ページに表があるので、これに少し具体的なものを書き足す形にした方が、区民に示す場合はわかりやすいと思います。

■ 事務局

- ・ 現在、練馬区では次期長期計画の策定作業を行っているところで、計画期間は来年度から平成26年度までです。協働を推進するにあたって施設整備的なものについて、必要ということになれば、長期計画に入れていこうと思っております。長期計画のスケジュールが来月中に計画の素案を公表するということになっておりますので、この懇談会の皆さん方から「施設整備は必要である」という確認が取れましたら、それを長期計画の方に反映させていこうと考えております。
- ・ 施設の中身については今後、まだ懇談会がございますので、詳細は次回以降に譲るるとして、協働を推進するために施設整備が必要なのかということでご意見を伺いたいと思います。

■ 座長

- ・ この(ウ)のところは、厳密に言うと⑦番までが形態になっています。⑧と⑨は協働を進めていくための方策となっています。レベルが違うものが2つ入ってしまっているという感じです。⑦番のところまでの形態に関しては、実際にこのような形態で行われているので、これをわかりやすく説明するというところでよろしいですか。
- ・ ⑧と⑨番は協働を進めるにあたって、こんなことが必要で、特に⑧番は人材育成も、協働事業に該当するという視点も持ってこれから区も進めるということですね。⑧番に該当するのは、「パワーアップカレッジ」のことを指しているのですか。

■ 事務局

- ・ 「パワーアップカレッジ」や、地域で認知症の方々をサポートしていこうという「認知症サポーター制度」等、現在実施しているものもですが、将来的に拡充することも視野に入れて、形態の一つとして位置付けたものです。

■ 座長

- ・ ⑧番を加えるかどうかについて、皆さんにご検討いただきたい。⑨番に関して、長期計画策定スケジュールの関連もあるので、この懇談会で、これが必要であるかどうかについて、我々の合意を得られなければ、載せられないと伺っていますので、皆さんが「施設の拡充は必要ない」ということになれば、そのようになるのですが、如何ですか。
- ・ 施設の中身に関しては、先程、15 ページで検討しますということで、改めて検討する機会はあるのですが、協働を推進する上で、施設の整備は必要であるということは、合意していただいたということで、よろしいでしょうか。

■ 委員

- ・ ⑧、⑨番をここに持ってきたのは何か理由があるのですか。

■ 事務局

- ・ 座長のお話の通り①から⑦までは「NPO との協働指針」から引っ張ってきたものです。⑧・⑨は、昨年、地域福祉課と合同で庁内の協働実態調査を行う際に、「協働事業拡充のための人材育成」も「広報媒体への掲載、施設・設備の提供、貸与」についても、区が主体のひとつとして協働事業を実施していく際に、必要な形態ではないかという判断で、庁内の調査を行いました。

■ 委員

- ・ 同じような形態は「防災カレッジ」や、「観光ガイド育成講座」等がある。人材育成は大切な項目なので、ここからは外して 15 ページ以下のところで力を入れて載せた方が良くはないか。
- ・ それから⑨についても、今、区報に載せてもらうのも大変で、一方、インターネットで情報を入手するといっても高齢者には難しいと思う。そうなるとここは重要な問題を含んでいるので、性格付けからいっても他で扱った方がいいと思います。

■ 事務局

- ・ ⑧と⑨は他と性格が違うので、16、17 ページの方にしっかり書き込んだ方がいいという考えがあります。
- ・ 一方で3 ページから5 ページの分というのは、現在の協働事業の形態が網羅されています。
- ・ 「パワーアップカレッジ」にしろ、「観光ガイド」育成にしろ、人材の育成を通じて区と地域の住民の方が協働をしている、そういった協働の一つの姿であります。
- ・ 施設整備の部分については、基本的に協働を進めていく上で必要になるのではないかとあります。これはこれでご検討いただいて、これで良いのであれば、

仮置きみたいな形でとりあえず置いていただいて、最終的に文書をまとめる、あるいは今後の議論の中で、どっちに置くのか、あるいは、ダブって置くのかについて、整理、ご議論いただければと思います。

■ 委員

- ・ それで結構です。

■ 座長

- ・ それでは⑨の施設整備については、長期計画に盛り込むようにお願いします。
- ・ ⑧と⑨に関しては、この場所でいいのかというのが検討の課題ですので、皆さんご承知おきください。
- ・ 協働の原則に関してご意見いただきたいと思います。これは「NPO との協働の指針」を参考にしています。基本的に協働にあたってはこの様な原則が必要であり、7項目あってこれが厳守されれば何も問題はないということになると思います。

■ 委員

- ・ 5番の自立化の原則について NPO はいろんな事業に対する助成はとってこれでも、運営資金を獲得して自立してやっていくということが現実的に難しいので、団体の活動の需要度とかを加味していただけるように、3年で駄目なら切りますとか、そういう方向には行って欲しくないと思います。

■ 座長

- ・ 5番の解釈に関しては、パートナーという言葉を変えてみると、協働する相手先というのは、行政とのパートナーシップを考えると、区民一人ひとりも主体なわけです。そういった文脈で捉えることも可能なので、ここをあんまりいじると難しくなるような気がします。

■ 委員

- ・ 自立というのが何を指すのですか。

■ 座長

- ・ 経済的な自立だけを言っているわけではないという解釈です。

■ 事務局

- ・ 「NPO との協働指針」を策定したときには、経済的な面が強く、NPO に総合的に自立して欲しいという意味の側面が強かったと思います。
- ・ 区民の皆さん一人ひとり、または協働の主体となる団体の方々が自立して、コラボレーションしていければと思いこのまま残しました。

■ 委員

- ・ 個人であれ、団体であれ自立というのは経済的な問題も含めて、絶対条件であると確信しております。従って自立というのは残して当然、然るべきであると考えます。

■ 委員

- ・ 協働は手段ということを考えますと、大事なことは目的を共有することよりも、行政と民間が単独で取り組むより、両者が一体となって組むことで、より良く達成できるという原則というか、それが入れられるべきだと思います。

■ 座長

- ・ 是非、委員の発言の意図を入れていただければと思います。
- ・ この辺が一番、今後検討していくうえで、そ共有しておかないといけない部分になりますので、時間をとってしまいましたが、今日はここ位までにさせていただきたいと思います。
- ・ 皆様のご意見を伺いましたけれども、やはりこう言っておいた方が良かったとか、ご意見などがおありでしたら、なるべく早く事務局にお知らせいただいて、次の検討の機会の前に皆さんでまた、共有できればなと思っていますので、事務局の方にメールとかファクスとかで送ってください。

■ 座長

- ・ 次回は7月23日木曜日の開催ということで、よろしくをお願いします。